

同等品を承認する場合の手続について

仕様書等に「同等品可」と表示のある物品については、参考として示したメーカー・型番の品目（以下「参考品番」という。）のほか、それと同等以上の品物（以下「同等品」という。）を選定し、入札に参加することができます。

同等品を選定する場合は、次の手続により事前に同等品の承認申請をしてください。

承認を受けていない同等品で見積もり、落札者となった場合、その物品で契約を締結することができませんので、必ず承認申請してください。

1 同等品の定義

同等品とは、規格（形状、材質、大きさ等）・品質・性能が参考品番と同等以上であって、メーカーの既製品を基本とするもので、定価が参考品番と同程度であるものとします。

2 同等品承認の方法

同等品により入札参加を希望する者は、入札公告に示す提出期限までに、次の書類を契約課へ提出してください。

- (1) 同等品承認申請書（別紙）
- (2) 同等品候補のメーカー・品番・規格等及び税抜価格（カタログ表示等のメーカー希望小売価格。ただし、オープン価格等定価のないものについては、通常の流通価格を参考価格として記入。）が掲載されたカタログ等の資料（コピー可）

3 同等品可否決定の通知

提出期限までに提出された「同等品承認申請書」について確認を行い、承認の可否について審査結果を通知します。なお、審査結果が届かない場合は、契約課に確認してください。

【記入例】

〇〇年〇〇月〇〇日

同等品承認申請書

公立大学法人大阪 理事長 様

所在地 大阪市〇〇区〇〇-〇-〇〇

商号又は名称 〇〇株式会社

代表者職氏名 代表取締役 〇〇 〇〇

次のとおり同等品候補の掲載されたカタログ・価格等の資料を添付のうえ、同等品の確認を申請します。

案件名称：【案件名を事前に入力済】

品名	参考品番	同等品候補	
	メーカー・品番・規格等	メーカー・品番・規格等	税抜価格
〇〇〇〇	〇〇〇〇 XXX-XXXX-XX	〇〇〇〇 XXX-XXXX-XX	35,000 円
〇〇〇〇	〇〇〇〇 XXX-XXXX-XX	〇〇〇〇 XXX-XXXX-XX	46,000 円

※「同等品可」とされた物品について同等品を選定し入札する場合は、必ずこの確認書により確認を受けてください。

※「品名」「参考品番」欄には、入札仕様書等で示された品名・メーカー・品番・規格等を記入してください（参考を示していない場合は、「参考品番」欄は記入不要）。

※「同等品候補」欄には、貴社で同等品の承認を受けたい対応物品のメーカー・品番・規格等及び税抜価格（カタログ表示等のメーカー希望小売価格。ただし、オープン価格等定価のないものについては、通常の流通価格を参考価格として記入。）を記入してください（同等品候補が複数あっても構いません。記入欄を増やしてください。）。

なお、確認にあたり追加資料の提出を求める場合があります。

※見積合せの場合は、「入札」とあるのを「見積」に読み替えるものとします。